



許可申請書

土地区画整理法第76条の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名

越谷市長宛

代理人住所氏名		連絡先TEL									
設計資格者住所氏名		級建築士登録				号					
工事施工者住所氏名		建設業登録第				号					
申請行為の種類		1 土地の形質の変更 2 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 3 物件の設置、たい積									
申請行為の場所		整理前				番	地積	m ²			
		整理後	街区			画地		m ²			
土地所有者住所氏名											
土地借地権者住所氏名											
着手予定年月日 工事完了											
申請行為の概要											
種類	建物構造	建物用途	床面積		工作物		盛土				
☐ 建築物	☐ 木造	☐ 専用住宅	1階	m ²	(木柵・ブロック塀)		盛土高	m			
☐ 工作物	☐ 軽量鉄骨	☐ 共同住宅	2階	m ²	H = m		盛土面積	m ²			
☐ 盛土	☐ 重量鉄骨	☐ 事務所・店舗	3階	m ²			盛土量	m ³			
☐ その他	☐ その他	☐ その他	延床面積	m ²	L = m						
() () ()											
備考 地区計画の届出(済・未) 使用収益開始(済・未) 電柱設置の計画(有・無)					工務担当						
					副課長	工事担当 (主幹)	工事担当 (主幹)	工事担当 (主査)	補償担当 (主幹)	補償担当 (主幹)	補償担当 (主査)
決 裁											
受付	部長	副部長	課長	調整幹	副課長	主幹	主査	受付	工務担当		
									工事担当	補償担当	
許可条件							許可				
							令和 年(20 年) 月 日 西大袋第 号				

注 意 事 項

- (1) この許可書は正本（1通）副本（1通）を公共団体施行の場合は土地区画整理施行地の市役所市街地整備課に提出してください。
- (2) 建築基準法に基づく確認を受ける場合は本許可書副本1通を添付し確認後、建築行為をしてください。
- (3) 申請行為の種類については該当するものに○印を付けてください。
- (4) 申請行為の概要については、該当個所にチェック又は記入してください。
- (5) 工事着工予定年月日は、受付後この申請書に対する許可日数及び建築基準法による日数の合計21日以上後にしてください。
- (6) 申請行為の場所、整理前の場所については従前の町名地番、指定された仮換地については指定箇所の街区画地番号をそれぞれ地積と共に表示してください。
- (7) 仮換地の使用収益開始がなされていない箇所での申請行為については、土地区画整理施行地の市役所市街地整備課へ事前にご相談ください。

添 付 図 書		建 築 物		工 作 物※1	
		正	副	正	副
1	委任状（申請行為者以外の人が代行で申請する場合）	○ 原 本	○ コピー可	○ 原 本	○ コピー可
2	仮換地証明（保留地証明）※2	○ コピー可		○ コピー可	
3	案内図（住宅地図等申請地の分かるもの）	○	○	○	○
4	配置図（画地全体に対する寸法図）	○	○	○	○
5	排水計画書（雨水、雑排水の経路図）	○	○		
6	平面図・立面図	○	○		
7	土地使用承諾書（共有・借地の場合）	○ 原 本	○ コピー可	○ 原 本	○ コピー可
8	断面図（構造物の断面図、境界線及び道路からの高さを記入）			○	○
9	運搬計画届出書、誓約書（施行者から指示があった場合）			○	○
10	運搬経路図（施行者から指示があった場合）			○	○
11	電柱設置協議（民地内建柱が予定されている場合）※3	○	○	○	○

- ※1 申請行為の概要が 建物（専用住宅等） の場合 ⇒ [建築物] 欄
ブロック、フェンス等工作物、駐車場、盛土等 の場合 ⇒ [工作物] 欄
- ※2 各証明書の発行については、土地区画整理施行地の市役所市街地整備課の窓口にてご相談ください。
- ※3 電柱設置箇所については、電力会社（N T T、東京電力）と協議すること。

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により下記条件を
附して許可する。

許可番号 西大袋第 号
許可年月日 令和 年(20 年) 月 日

申請者 住所
氏名 様

越谷市長 福田 晃 印

- 1 近隣関係者等に周知すること。
- 1 建築廃材を付近の土地に捨てないこと。
- 1 区画整理施行上支障のある場合は、区画整理施行者の指示に従い移転すること。
- 1 建築着手にあたっては、事前に区画整理施行者と打ち合わせすること。
- 1 道路構造物を壊さぬよう施工すること。万が一破損等を生じた場合は現状どおり復旧すること。
- 1 境界杭を確認の上施工すること。

代理人住所氏名	連絡先Tel				
設計資格者住所氏名	級建築士登録 号				
工事施工者住所氏名	建設業登録第 号				
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 3 物件の設置、たい積				
申請行為の場所	整理前	番	地積	m ²	
	整理後	街区画地		m ²	
土地所有者住所氏名					
土地借地権者住所氏名					
工事着手予定年月日 完了					
申請行為の概要					
種類	建物構造	建物用途	床面積	工作物	盛土
☐ 建築物	☐ 木造	☐ 専用住宅	1階	m ²	(木柵・ブロック塀) 盛土高 m
☐ 工作物	☐ 軽量鉄骨	☐ 共同住宅	2階	m ²	H= m 盛土面積 m ²
☐ 盛土	☐ 重量鉄骨	☐ 事務所・店舗	3階	m ²	盛土量 m ³
☐ その他	☐ その他	☐ その他	延床面積	m ²	L= m
()	()	()			

〈教 示〉

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に越谷市長に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。

また、この通知の取消しの訴えをする場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。